様式２
【公表用】

２１世紀ＣＯＥプログラム　平成１５年度採択拠点事業結果報告書

機 関 名	神戸大学	学長名	野上智行	拠点番号	I15
１．申請分野	F〈医学系〉　G〈数学、物理学、地球科学〉　H〈機械、土木、建築、その他工学〉　**I〈社会科学〉**　J〈学際、複合、新領域〉				
２．拠点のプログラム名称（英訳名）	「市場化社会の法動態学」研究教育拠点 ―規範生成・規整・紛争管理の多元性をめぐる理論構築と臨床応用― Research Center for Dynamic Legal Processes of Advanced Market Societies ※副題を添えている場合は、記入して下さい(和文のみ)				
研究分野及びキーワード	〈研究分野:法学〉（ 民法 ）（ 経済法 ）（ 国際取引法 ）（ 法社会学 ）（ 紛争処理法制 ）				
３．専攻等名	法学研究科（理論法学専攻、実務法律専攻、政治学専攻（旧名称：経済関係法専攻、政治社会科学専攻、公共関係法専攻　H.16.4.1変更））、経済学研究科（総合経済政策専攻）、経営学研究科（マネジメント・システム専攻、市場科学専攻）、人文学研究科(社会動態専攻（旧・文化学研究科（社会文化専攻）H19.4.1変更）)				

４．事業推進担当者　　計　27　名

ふりがな〈ローマ字〉 氏　名	所属部局(専攻等)・職名	現在の専門 学　位	役割分担 (事業実施期間中の拠点形成計画における分担事項)
(拠点リーダー) KASHIMURA Shiro 樫村 志郎 (53)	法学研究科（理論法学専攻）・教授	法社会学、法学士	研究・教育全体の統括・調整・管理・評価、教育ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ開発研究分野リーダー、基礎研究分野副リーダー、非法曹専門家教育ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ開発班責任者、紛争管理班担当、研究者養成責任者
KOMURO Norio 小室 程夫 (60)	法学研究科（理論法学専攻）・教授	国際経済法、法学修士	基礎研究分野リーダー、規整班責任者、紛争管理班担当
KI Eitou 季 衛東 (50)	法学研究科（理論法学専攻）・教授	法社会学、博士（法学）	理論班責任者、実証班担当
YAMAMOTO Hiroshi 山本 弘 (49)	法学研究科（理論法学専攻）・教授	民事訴訟法、法学士	教育ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ開発研究分野副リーダー，紛争管理班担当
YAMAMOTO Kenji 山本 顯治 (49)	法学研究科（理論法学専攻）・教授	民法、法学修士	理論班、非法曹専門家教育ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ開発班担当
KONDOU Mitsuo 近藤 光男 (54)	法学研究科（実務法律専攻）・教授	商法、法学士	紛争管理班担当
SAITO Akira 齋藤 彰 (52)	法学研究科（実務法律専攻）・教授	国際取引法、法学修士、LL.M	応用研究分野リーダー、市場法・取引法班責任者
YAMADA Seiichi 山田 誠一 (51)	法学研究科（実務法律専攻）・教授	民法、法学士	市場法・取引法班担当
SENSUI Fumio 泉水 文雄 (50)	法学研究科（実務法律専攻）・教授	経済法、法学修士	規整班担当＜平成18年4月1日追加＞
NAKANO Shunichiro 中野 俊一郎 (49)	法学研究科（実務法律専攻）・教授	国際私法、法学修士	応用研究分野副リーダー、紛争管理班責任者、法科大学院教育ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ開発班担当
TEJIMA Yutaka 手嶋 豊 (48)	法学研究科（実務法律専攻）・教授	民法、法学修士	市場法・取引法班担当＜平成17年4月1日追加＞
KUBOTA Atsumi 窪田 充見 (47)	法学研究科（実務法律専攻）・教授	民法、博士（法学）	市場法・取引法班担当＜平成18年4月1日追加＞
KADOMATSU Narufumi 角松 生史 (44)	法学研究科（実務法律専攻）・教授	行政法、法学修士	規整班担当＜平成18年4月1日追加＞
NAKAGAWA Takehisa 中川 丈久 (44)	法学研究科（実務法律専攻）・教授	行政法、博士（法学）、LL.M	法科大学院教育ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ開発班責任者、規整班担当
TSUKIMURA Tarou 月村 太郎 (48)	法学研究科（政治学専攻）・教授	国際関係論、法学士	実証班責任者
ONISHI Yutaka 大西 裕 (43)	法学研究科（政治学専攻）・教授	比較政治、法学修士	実証班担当＜平成18年4月1日追加＞
ISHIGURO Kaoru 石黒 馨 (53)	経済学研究科（総合経済政策専攻）・教授	国際政治経済学、博士（経済学）	理論班担当＜平成18年4月1日追加＞
YANAGAWA Takashi 柳川 隆 (48)	経済学研究科（総合経済政策専攻）・教授	産業組織論、Ph.D	規整班担当＜平成15年8月13日追加＞
HISAMOTO Hisao 久本 久男 (56)	経営学研究科(ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ･ｼｽﾃﾑ専攻)・准教授	経営情報科学、経済学修士	理論班担当
FUJIWARA Kenya 藤原 賢哉 (46)	経営学研究科（市場科学専攻）・教授	金融論、経済学博士	市場法・取引法班担当＜平成15年8月13日追加＞
YUI Kiyomitsu 油井 清光 (54)	人文学研究科（社会動態専攻）・教授	社会学、博士（文学）	理論班担当＜平成19年4月1日改組（旧・文化学研究科（社会文化専攻）＞
KUME Iku o 久米 郁男 (50)	法学研究科（政治社会科学専攻）・教授	行政学、Ph.D	理論班担当＜平成16年3月31日辞退＞
NEGISHI Akira 根岸 哲 (65)	法学研究科（理論法学専攻）・教授	経済法、法学士	規整班担当＜平成18年3月31日辞退＞
ISOMURA Tamotsu 磯村 保 (56)	法学研究科（実務法律専攻）・教授	民法、法学士	規整班担当＜平成17年3月31日辞退＞
BABA Kenichi 馬場 健一 (45)	法学研究科（理論法学専攻）・教授	法社会学、法学士	理論班担当＜平成18年3月31日辞退＞
AMIYA Ryosuke 網谷 龍介 (39)	法学研究科（政治学専攻）・教授	ヨーロッパ政治史、修士（法学）	実証班担当＜平成16年4月1日追加、平成18年3月31日辞退＞
KARASAWA Minoru 唐澤 穣 (49)	文化学研究科（社会文化専攻）・准教授	社会心理学、Ph.D	実証班、非法曹専門家教育ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ開発班担当＜平成18年9月30日辞退＞

５．交付経費（単位：千円）千円未満は切り捨てる　（　　）：間接経費

年　度(平成)	１５	１６	１７	１８	１９	合　計
交付金額(千円)	48,000	68,200	77,900	70,897 （ 7,090 ）	71,000 （ 7,100 ）	335,997

６．拠点形成の目的

申請時および事業発足時においては拠点形成の目的をつぎのように説明した。中間評価に対応して目的を変更したことはない。

1　拠点形成の目的

本拠点は、世界規模で進展する社会の市場化にともなう市場秩序の変容を規範生成・規整・紛争管理という3つの法的局面に注目して研究することにより、民事法学（民法・商法・国際取引法）、公法学（経済法・国際経済法・行政学）、紛争管理研究（民事訴訟法・国際私法・紛争処理法制）、関連する諸行動科学（法社会学・社会学・社会心理学・経営学・経済学）の各分野を融合させ、世界水準において「法動態学」研究教育拠点を構築することを目的とする。民事法分野に関しては、社会の市場化にともなう、国内外の市場における規範の変容・新たな規範の生成プロセスを経済取引の実態に即して研究する。公法分野に関しては、市場の規整方法の現代的展開を研究する。紛争管理研究分野に関しては、法秩序が大きく変容する時代に即応するべく、『交渉と合意』に基礎をおいた新たな紛争管理のあり方を研究する。学際的法研究分野に関しては、多様な行動主体による規範生成・規整・紛争管理メカニズムを理論的に分析し、また行動科学の知見を法律学にフィードバックする。

教育においては、「交渉と合意」の理論と技法に関する研究者、またその技法等を身につけた職業人を育成するための教育プログラムを開発し、実施する。法動態学の研究成果を基盤として法学と行動科学に精通する次世代研究者を養成する。

2　大学の将来構想との関係

本拠点は、神戸大学の将来構想である「市場・ビジネス・企業活動の社会科学的研究」を法学分野において積極的に展開するものである。本拠点の構築は「市場の法律学」に関する神戸大学法学研究科の学術的伝統を継承・刷新し、また「高度専門職業人育成プログラムの整備」（神戸大学将来構想）に寄与する。

3　本拠点形成の必要性および拠点形成目的の特色・独創性

「市場化社会の法動態学」という、法学と行動科学が密接に連携した領域横断的研究拠点を形成することに独創性がある。本拠点形成は、法の動態化、すなわち法規範生成における伝統的実定法制度の機能変容と多元的法生成過程の出現、市場規整における当事者中心的・水平的・自発的規整方法の発達、対処する問題や紛争の個性に応じた当事者間の「交渉と合意」による多元的紛争管理の比重の増大を主要な側面としつつ進行する、社会秩序メカニズムの現代的変容を背景として、かかる現象に対応できる法学を構築することである。

また、本拠点は、日本固有の性格と普遍的性格とをあわせもつ日本市場の法秩序を研究することにおいてわが国の学問的拠点として重要である。また動態的法秩序研究への関心が世界的に高まってきている状況があるので、その知見を世界に発信することで世界水準の拠点へと発展する可能性がある。

4　事業終了後に期待される成果等

研究面においては、つぎの成果をあげる。市場における規範生成・市場の規整・紛争管理という3つの局面における法秩序の変容を実証的に解明する。行動科学の知見を含む「市場化社会の法動態学」の構想を世界に呈示し、法秩序の動態的管理をめぐる研究・交流の世界的拠点を構築する。市場化社会のもとでの当事者の「交渉と合意」の支援を核とする具体的な政策提言を行う。英文による成果公表等を積極的に行い、その成果を世界的に発信する。

教育面では、つぎの成果をあげる。世界水準の法動態学の研究能力をもつPh.Dを輩出するための教育体制を整備する。法科大学院および法曹養成を目的としない大学院において法動態学研究の成果にもとづく授業科目等を実施し、他大学の法科大学院・大学院にも教育プログラムを公開する。

5　国内外の研究分野との関係における成果、社会的意義・波及効果等

法秩序の動態的変容をめぐる諸問題について世界に先駆けて関心を喚起し、世界各地の同様の研究に対し学術的および教育的インパクトを与えることに意義がある。また、社会的意義・波及効果は、交渉・合意支援を行う多数の高度専門職業人を組織的に輩出する基盤を整備し、自律的な個人からなる社会の確立を促すことである。

７．研究実施計画

１　申請時および事業発足時における研究実施計画はつぎのとおりである。

（1）　研究組織は、基盤研究・応用研究・教育プログラム開発研究の3分野で組織する。ただし事業担当者は、各自所属する担当班の活動を行うほか他の班の活動にも自由に参与するものとし、事業遂行を行う。

（2）　3分野の研究内容はつぎのとおりである。基礎研究分野は、市場化社会のもとで変容する法秩序について法秩序の生成・規整、紛争管理の実態を解明して理論モデルを構築する。国内外における社会の市場化現象を実証的に解明する実証班と、社会の市場化に由来する法の多元化現象を領域横断的な見地から理論化する理論班との2班をおく。応用研究分野は、市場法・取引法・市場規整・紛争管理の法的問題を検討し変容する市場に対応する新たな法制度・法的規律について提言を行う。契約法、金融法、証券取引法等の法分野を対象とする市場法・取引法班と、経済法等の市場における規整を対象とする規整班と、国際的取引や国内における種々の法的問題の紛争管理を対象とする紛争管理班との3班をおく。教育プログラム開発研究分野は、法科大学院と法曹養成を目的としない大学院において法動態学の成果を基礎とする紛争管理等の教育を行うためのプログラム開発研究を行い実験的に実施する。法科大学院を対象とする法科大学院教育プログラム開発班と、法曹養成を目的としない大学院教育を対象とする非法曹専門家教育プログラム開発班とをおく。

（3）　研究実施の年次計画はおおむね次のように計画した。平成15年度には、拠点形成の基盤を作る。「市場化社会の法動態学」研究センターを法学研究科に設置し事業推進の母体組織とする。本センターには、事業推進担当者がセンター員として所属し、運営体制として、センターおよび法学研究科に、各種委員会を組織する。また若手研究者をセンター研究員として公募・採用し、拠点形成の事業に従事させる。国際シンポジウムを開催して将来の展望をあきらかにする。平成16年度から18年度にかけては、3研究分野を中心として、広く国内外の研究者もまじえ、ワークショップ、公開研究会等を開催し、研究を実施する。国際シンポジウムを毎年1回開催して研究成果を広く公表する。研究成果は適宜Webで公開するほか、学術雑誌論文、ディスカッション・ペイパー等として印刷公表する。またこれらの活動を通じて、国際的研究交流体制を確立していく。最終年度たる平成19年度には、以上の活動を実施するほか、5年間の研究成果をとりまとめて出版する。また、その成果を基礎としつつ、将来の展開方向を点検・評価し、センターの事業活動を継続する。

２　中間評価に対応して、つぎの4点について研究実施計画を修正ないし拡充した。

（1）　研究組織については、7つの研究班の活動の有機的統合を進め、また、垂直的秩序と水平的秩序の関係の検討を強化するため、共通の研究関心を核とするいくつかの研究会を横断的に組織した。また、民事法分野、公法分野、経済学分野、政治学分野の研究者をそれぞれ事業推進担当者に追加することとした。

（2）　研究内容については、つぎのようにして各分野内および分野間の研究の統合化と連携強化をはかることとした。基礎研究分野は、社会諸科学と法学各分野の間の関心融合を一層発展させて、市場、水平的・自生的秩序、垂直的・計画的秩序等の法動態学の基礎的概念を確立する。応用研究分野は、水平的秩序形成の主要な装置たる法的取引に注目して諸種の契約・紛争管理方法を統合的に理解する法的思考枠組を深化させ、また「現実の市場社会」の諸問題の解決を統合的にとらえるための研究モデルを提案する。教育プログラム開発研究分野は、上記2分野と緊密に協働して学際的かつ実践的技能をもつ紛争解決専門家・政策立案者の教育プログラム開発を行う。

（3）　研究全般に関しては、次のように統合的目標を設定した。法動態学の学問的概念の明確化をはかる。このため、グローバリゼーションの進展により国家間および国家内の地域的秩序からゆるやかに組織される世界社会が出現しつつあること、現代の社会を正しく制御しうる法と法学を新たに構築するため、法秩序と自生的・水平的秩序の間、また計画的・権威的秩序と自生的・水平的秩序との間の関連性を根源的に解明する必要があること、の2点を確認した。

(4)　研究成果の公表については、最終年度に予定していた成果公表（上記1(3)参照）について、拠点の研究成果を体系的に総覧する研究叢書（「法動態学講座（仮称）」）として企画・刊行し、学界・社会にその成果を統一的な姿で還元することとした。

８．教育実施計画

A．申請時の計画は大要つぎのとおりである。

教育実施の取り組みは、法学研究科博士課程前期課程、同後期課程、法科大学院において行う。

(1) 法学研究科博士課程前期課程

後期課程に進学する学生に対して、必要な基礎的研究手法と理論的思考の訓練を行う。法曹ではない専門的な交渉担当者・紛争管理者の養成を行う。学生は、法学各分野の学習にあわせて、経済学等の社会諸科学の学習を行う。このために、「交渉理論」、「紛争分析」、「相談実務」等の授業を実施するものとする。

(2) 同博士課程後期課程

本過程においては、本拠点で行う研究分野における領域横断的な専門性をもつ本格的研究者を養成する。それとともに、「交渉・合意」支援について専門的な知見・卓越した手法をもつ法曹、および、法曹でない専門家リーダーを養成する。学生は、「法的交渉実験分析」等の学際的内容をもつ授業を履修するとともに、複数指導教官による研究指導を受け、研究論文を作成提出する。

(3) 法科大学院

本過程においては、法曹をめざす学生に「交渉・合意」支援の重要性に気づかせ、法実務・法理論の関連に配慮した授業を提供する。このため、「仲裁」、「調停」、「法的交渉」等の科目をセミナーとして開講し、その後に正規の科目とする。

(4) 研究指導体制

法学研究科博士課程前期課程および同博士課程後期課程においては、高度な領域横断性を備えた、個性的で独創的な研究者を養成するため、・大学院入学・進学時において、密度の濃いカウンセリングを行い、学生の自由な発想を尊重しつつ、独創的かつ現実的な研究計画の立案を方向づける。・拠点を構成する教員を中心に、既存の専門にとらわれない自由かつ創造的な集団的研究指導体制を組む。学際性を高める必要に応じて、学生の共同研究を支援する。・理論研究セミナー、方法論ワークショップ、事例分析セミナー等を通して、学生の個性に応じた、複合的能力育成を行う。これらにおいては、学生は具体的かつ実践的なデータに触れつつ分析を行い、実践的技法を修得し、広範な分権的情報を理論化する作業を行う。また裁判所、法律事務所、企業法務部等と協力して、これらを実務連携型研究教育として実施する。・海外協力拠点に学生を積極的に派遣し研究調査を行わせる。世界各地から研究者を招聘するなどして世界的視野を養う。・日本語・英語にわたる論文執筆指導を実施する。学生旅費を潤沢に用意し、海外学会での発表を支援する。

(5) 研究人材輩出の見込み

本取り組みによる修士（法学）学位授与者を毎年15名程度、博士（法学）学位授与者を毎年7名程度見込む。

９．研究教育拠点形成活動実績

① 目的の達成状況

1)世界最高水準の研究教育拠点形成計画全体の目的達成度

法学研究科内に、「市場化社会の法動態学」研究センター（Center for Legal Dynamics of Advanced Market Societies（略称CDAMS））を設置し（拠点リーダーをセンター長とし、事業推進担当者をセンター員とする）、このセンターを中心に、研究拠点形成を進めた。事業推進担当者は、著書、学術雑誌論文、ディスカッション・ペイパー等を多数発表し、新たな研究視角と学問的知見を含む研究業績を広く公表した。拠点内外の多くの研究者が参加して行われる多数の研究会合（シンポジウム、ワークショップ、セミナー、各種研究会等）の開催回数は総計約250回、CDAMSで招聘した国際的に活躍する外国人研究者・実務家は延べ90名余りとなった。また、拠点における大学院授業の実施等の教育活動を通じて、人材育成、国際的な研究ネットワーク拠点の形成、情報発信を活発に行なった。本拠点における研究の主要な研究成果は、法動態学叢書・CDAMS Legal Dynamics Seriesとして国内外に広く発信された。特に平成19年度に刊行した『水平的秩序1ー4』及び‘Horizontal Legal Order’（英文）において法動態学の骨格を示すことができた。以上のように拠点形成計画の目的をほぼ達成することができた。

2)人材育成面での成果と拠点形成への寄与

・ポスドク研究者:本拠点ではポスドク研究者をCOE助手（助教）・研究員として延べ9名雇用した。そのうち4名が在任中に博士号を取得し、7名が大学での常勤研究職に就いた

・大学院博士後期課程学生:同拠点において、市場化現象の学際研究に従事する学生（他研究科の学生含む）の中から、17名をリサーチ・アシスタント（RA）として採用し、30名に自発的研究費を支給した。その結果、RA4名・自発的研究費受給院生5名が博士号を取得し、RA4名・自発的研究費受給院生7名が大学等で常勤研究職に就いた。

・CDAMSを基盤とした若手研究者の間で専門分野を超えた学問的な交流が促進され、学際的な視点を持つ若手研究者を数多く育成することができた。法学・経済学・社会心理学など多分野の若手研究者が協力して行う共同研究が促進され、法社会学会でのミニシンポジウムや共著論文が生み出された。

3)研究活動面での新たな分野の創成や、学術的知見等

グローバルな市場化が法秩序に及ぼす変容を、規範生成・規整（レギュレーション）・紛争管理の3局面を中心として、動態的に研究教育する拠点を構築することが本拠点の目的であった。法動態学がこの5年間で明らかにした新たな分野の構想と課題とは次の通りである。

①「規範生成に関して、個々のアクターのインセンティブを活用する市場の効率性を生かすための市場デザインと運営ルール整備のための基礎理論を構築するための研究を学際的な視点から一層推進することの必要性が確認された。

②規整に関して、市場運営に打撃を与える違反行為を迅速に規整するための理論と、当局を適切にコントロールすると枠組を整備する緊急の要請が存在することが明らかとなった。

③広義の紛争管理に関して、グローバルな規制緩和進展の中で個々のアクターの自発性に応え、葛藤をコントロールしながら相互利益を促進することを可能とするための新たな取引をプロデュースする能力を持った水平的秩序エンジニアとして役割が法律家やその他専門家に期待されていることが鮮明になった。

④そうした専門家の新たな能力を養成する教育プログラムの開発・整備が急がれており、そのための研究活動をさらに継続する必要性が存在することが確認された。

以上の4点に関してCDAMSその研究活動の進展によって獲得した知見の概要は次の通りである。

①に関して、市場化社会の範囲として、取引を人々の相互行為の最も重要なものとする社会的価値を共有する空間として理解できることが確認された。そこで目的とされるのは交換によって実現される効率的な余剰価値の創造である。しかし、その配分をめぐっては両当事者間に葛藤が生じるため、そして葛藤を抑えながら相互利益獲得に向けた円滑な取引を実現するための秩序が必要とされる。このように取引とは相互的利益・葛藤・秩序の三要素を基本とする水平的な社会秩序の小宇宙であり、個々の取引が健全な状態におかれることが市場化社会の秩序を維持するための要となる。

また、①②は相互に強い関連性を有しており、法律学はこの双方において重要な役割が期待されているにも関わらず、それに対応する有効なツールを有していない。そうした状況を突き破るために行われた具体的作業の概要は次の通りである。

・ 新制度派経済学と関係的契約論が確認した共通の取引構造に対する理解を活用することで、契約法学・法社会学・経済学の視点を接近させることにより、法律学が法廷から現実社会の市場化に対して拠り積極的な役割を果たすための基礎理論を進展させた。
・ さらに経済学と法律学との成果共有を画期的に進化させるための新領域であるエコノリーガルスタディーズ（Econo-Legal Studies）の立ち上げに着手した。
・事前規制を目的とする従来の行政的規制は、私人が未来に向かって行う行為を鋳型に嵌めるものであり、その監視方法は、一挙一動までを全監視することが母型とされざるを得ない。こうした非効率な規制に代替するものとして、市場というアリーナでのゲームのルールの在り方をめぐる研究が進展した。（第2回シンポジウム・ライブドア事件をテーマとした研究集会・樫村編『水平的秩序３：規整と自律』。）
・市場運営のルールは、必ずしも多数決民主主義に基づくものではなく、現存する人々が効率的に価値を実現することを可能とする自然則に近づくため、取引社会のイノベーションを円滑に取り入れたソフトロー（たとえばCISGやユニドロワ国際商事契約原則などの非国家法や標準契約書など）が全面に現れる。また、人々の宗教的価値観の違いが市場運営との関係で大きな摩擦を生じる場面として西欧法とイスラム法との衝突など新しい現象が出現している。それを相互に調整して取引を進展させる水平的秩序エンジニアとしての法律化の役割が明らかになりつつある（イスラム金融に関する一連の研究活動）。
・市場のアリーナにおけるゲームのルールとしての役割を期待されている公的秩序と、個々の取引者のインセンティブを生かしながら秩序を構築する私的秩序との相互関連性と連続性（水平的秩序）が明確にされた。
・法的知識や法廷実務に代わって、水平的秩序構築のメカニズム理解とその操作調整技法が、法律家の中心的な能力として見直され始めており、そうした国際的な教育動向について情報を得るとともに、その実際の教育方法について知見を獲得した（ニック・オレイ氏とのシミュレーション教育に関する一連の研究活動。）
・さらに以上の知見を生かし、水平的秩序の統治構造とメカニズムの基本を学生や法律専門家に教えることは、市場化を受け入れる社会空間においては、法文化や司法制度の差異に関わらず可能であり有益であることが、アジアを中心とした海外の大学での講義提供によって確認された。

4)事業推進担当者相互の有機的連携

（1）CDAMSにおける研究面での事業は、基礎研究分野、応用研究分野、教育プログラム開発研究分野の3つの方向性を維持しながら行われた。しかし中間評価の結果を受けて、法動態学を構築するためには、これら分野を厳密な境界として捉えるのではなく、それぞれの成果を多方向的に相互活用して行く必要があり、分野際的な研究も推進されるべきであることが判明した。そのため各分野に分野実施責任者は相互に緊密なコミュニケーションを取りながら、各事業推進担当者から提案された研究プロジェクトに対して拠点全体の目的に即した位置付けを明確にし、実施に協力し、成果が着実に得られるよう協力することで、研究面の事業全体の統合性と各事業推進担当者の自発性とを両立させながら活動全体を展開するように努めた。その結果として、中間評価以降、一層の研究活動の活性化をもたらすことができた。

(2) 拠点リーダー、分野実施責任者（3人）、法学研究科長ほか合計8人により、運営委員会を設け、事業全体の連絡・管理・調整・評価を行ない、CDAMSと法学研究科との間で効率的な事業推進のための連絡調整を行なった。

5)国際競争力ある大学づくりへの貢献度

(1) カリフォルニア大学バークレー校、ダラム大学、シンガポール国立大学、コロンビア大学、ケンブリッジ大学、ヨーク大学、パリ第1大学、イングランドの法曹養成教育において理論と実務とを架橋する役割を果たすリーガル・プラクティス・コースの経験豊かな教師、アジア・オセアニアの国際的な法律実務家等から、本拠点形成計画への理解と支持を得たうえで、こうした研究者・教育

者との緊密な協力のもとに、本拠点独自の企画によるシンポジウム・ワークショップ・学生向けセミナーなどの活動を活発に行ってきた。また平成16年以降、本拠点の研究成果を基に、中国・マレーシア・ベトナム・タイ・ラオスの大学及び弁護士会において法学部生及び若手法律家を対象とした授業を提供してきた。

(2)本拠点が主催する研究会合には、世界水準の大学で活躍する多数の先端的な研究者が出席し、活発な研究交流を行なってきた。

このような活動を通じて、神戸大学の研究水準の高さをアピールするとともに、国際的なプレゼンスを高めることができた。

6)国内外に向けた情報発信

(1)本拠点の研究成果は、日本語・英語の書籍としてまとまった形で出版され高い評価を得た。

(2) 本拠点の活動による研究成果は、ディスカッション・ペイパーとして、HPよりダウンロードできるようにするとともに、紙媒体で全国の主要大学や研究拠点に広く配付された。

(3) 毎年行われる本拠点の全体企画である国際シンポジウムの成果は神戸法学雑誌の特集としてまとめられ公表された。

(4) LAWASIA(アジアの実務法律家を中心とした組織)、神戸商工会議所、尼崎地域産業活性化機構、大阪商工会議所などの組織とも連携して、本拠点の成果をひろく実務界へと還元する活動を活発に行ってきた。

(5) 本拠点での研究活動を基に、数多くの論文等が内外のさまざまな学術雑誌において公表された。

7)拠点形成費等補助金の使途について(拠点形成のため効果的に使用されたか)

(1)若手研究者の育成(COE研究員、COEリサーチ・アシスタント、若手研究者自発的研究活動経費受給者)のための経費によって、若手研究者育成に十分な成果があった。

(2)国際シンポジウムや大規模な国際会議の開催、先端的な研究を行っている海外研究者や実務家の招聘、ワークショップ等の開催のための経費により、大きな研究成果を収めると同時に国際的な研究ネットワークが形成された。

(3)オーディオビジュアル研究教育支援システムの導入の経費により、授業プログラム開発の活動が行なわれ、オンラインデータベース契約のための経費により、本拠点にとってこれまで資料検索・収集が容易でなかった分野の(この部分削除)研究が進展した。

(4)センター室の事務スタッフにより、以上の活動が円滑にサポートされるとともに、国際的な拠点運営をサポートするための経験やノウハウが蓄積された。また、研究集会の資料や録音が整理され、その成果は事業推進担当者や若手研究者などに広く活用された。

② 今後の展望

(1)法動態学の中で活発な研究活動が行われたにも関わらず、必ずしも十分な成果として結実しなかった教育プログラム開発に関して、特に本拠点の特徴であった学際的な視点に立つシミュレーション教育方法の開発について、外部資金を獲得して研究を一層進展させることを計画している。

(2)法動態学を一層進展させるために、さらに踏み込んだ法律学と経済学の融合を進めるためのエコノリーガルスタディーズを立ち上げる計画を立てている。

③ その他(世界的な研究教育拠点の形成が学内外に与えた影響度)

学内においては、本拠点の学際的な活動の結果として、これまで十分に研究教育上の連携を取れていなかった経済学研究科をはじめとする他部局との協力関係が構築できた。また、平成19年度には法学研究科と経済学研究科の連携による国際シンポジウムや若手研究者の研究発表について他分野の研究者が助言する教育機会が設定されるなどの進展があった。

CDAMSのメンバーではないが、シンポジウムやセミナーに参加した学部学生、海外からの客員研究員、他大学の研究者からも、法動態学の研究に強く賛同する人達を得ることができた。また、海外の研究者に接する教育や研究の機会が飛躍的に増加したことで、法学部・法学研究科の学生達の国際化に対する認識が明らかに高まった。

海外の有力な大学や研究センターから、本拠点または神戸大学法学研究科との共同研究をさらに進展させたいとの希望が多数寄せられている。

２１世紀ＣＯＥプログラム　平成１５年度採択拠点事業結果報告書

機　関　名	神戸大学	拠点番号	I15
拠点のﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ名称	「市場化社会の法動態学」研究教育拠点 ──規範生成・規整・紛争管理の多元性をめぐる理論構築と臨床応用──		

１．研究活動実績

①この拠点形成計画に関連した主な発表論文名・著書名【公表】

・事業推進担当者（拠点リーダーを含む）が事業実施期間中に既に発表したこの拠点形成計画に関連した主な論文等
〔著書、公刊論文、学術雑誌、その他当該プログラムにおいて公刊したもの〕）
・本拠点形成計画の成果で、ディスカッション・ペーパー、Ｗｅｂ等の形式で公開されているものなど速報性のあるもの
※著者名（全員）、論文名、著書名、学会誌名、巻(号)、最初と最後の頁、発表年（西暦）の順に記入
波下線（＿＿＿）：拠点からコピーが提出されている論文
下線（＿＿＿）：拠点を形成する専攻等に所属し、拠点の研究活動に参加している博士課程後期学生

樫村志郎 「『相談の語り』とその多様性」樫村志郎・和田仁孝・阿部昌樹共編『法社会学の可能性』法律文化社、212-235頁、2004年
樫村志郎 「司法過疎とその対策」『法社会学』第63号、161-185頁、2005年
樫村志郎 「日本における調停－その概念、イデオロギー、現実－」『神戸法学雑誌』第57巻1号、1-31頁、2007年
樫村志郎 「水平的秩序の法－グローバル性のもとでの法、政治、市民社会の再定義」樫村志郎編『規範と交渉』（法動態学叢書・水平的秩序1）、1-53頁、法律文化社、2007年【抜刷】(I15-1)
Shiro KASHIMURA "Legal Dynamics: A Multi-Disciplinary Inquiry into Law in the Era of Globalization", Kashimura et al.,*Horizontal Legal Order: Law and Transaction in Economy and Society*., 2008.pp.3-24. (日本語版=「法動態学の構想−グローバリゼーションの時代における多元的法律学−」『神戸法学雑誌』第54巻1号3-38頁、2004年)
Norio KOMURO, "Harmonization of the Rules of Origin for Creating the EAFTA", in *Creating the EAFTA*, Japan Economic Foundation & Korean Institute for International Economic Policy, pp.79-89, 2005
小室程夫 「APEC域内の原産地規則及び税関手続きに係る調査研究」『独立行政法人経済産業研究所委託研究調査報告書』独立行政法人経済産業研究所、1-153頁、2005年
Norio KOMURO "Erosion of Japan's Generalized System of Preferences", International Trade Law & Regulation, Vol.12 Issue3, pp.71-88, 2006
季衛 東 『中国的裁判の構図：公論と履歴管理の狭間で進む司法改革』有斐閣、2004年
Ji Weidong "Legal Education in China: A Great Leap Forward of Professionalism", *Kobe University Law Review* Vol.39, pp.1-21, 2006
季衛 東 「中国法のパラダイムとグローバルな時代における文明間の対話」安田信之・孝忠延夫編『アジア法研究の新たな地平』成文堂、290-320頁、2006年
Ji Weidong "Redefining Relations between the Rule of Law and the Market: Clues Drawn from Four Basic Issues Found in China Today", Kashimura et al.,*Horizontal Legal Order: Law and Transaction in Economy and Society*. Lexis-Nexis, pp.35-63 , 2008.
山本 弘 「営業譲渡による事業再生－市場原理による事業の再生可能性の検証」樫村志郎編『規範と交渉（法動態学叢書・水平的秩序1）』法律文化社、185-199頁、2007年
山本顯治 「非援助の支援と民事法学-法・コンテクスト・技法-」、和田仁孝・樫村志郎・阿部昌樹編『法社会学の可能性』法律文化社、165-196頁、2004年
山本顯治 「現代不法行為法学における「厚生」対「権利」−不法行為法の目的論のために−」『民商法雑誌』第133巻6号、1-50頁、2006年
山本顯治 「競争秩序と契約法－「厚生 対 権利」の一局面－」『神戸法学雑誌』第56巻第3号、272-142頁、2006年
山本顯治 「変額保険契約の勧誘をめぐる行為規制と組織規制」齋藤彰編『市場と適応（法動態学叢書・水平的秩序2）』法律文化社、56-101頁、2007年【抜刷】(I15-2)
山本顯治 「投資行動の消費者心理と民法学《覚書》」山本顯治編『紛争と対話（法動態学叢書・水平的秩序4）』法律文化社、77-98頁、2007年
近藤光男 「市場化社会と会社法制－会社経営者の行為基準」齋藤彰（編）『市場と適応（法動態学叢書・水平的秩序2）』法律文化社、157-184頁、2007年
齋藤 彰 「なぜ、法・経済学・・そして組織なのか？―あるいは、法学教育はどこに向かうべきか（オリバー・E・ウィリアムソン論文の翻訳）」『神戸法学雑誌』第54巻1号、63-124頁、2004年
齋藤 彰 「国際ビジネスと知的財産－国際技術移転のスピルオーバー効果の視点から」『民商法雑誌』第133巻4・5号、749-790頁、2006年
Akira SAITO (Editor), *Evolution of Party Autonomy in International Civil Dispute* (CDAMS Legal Dynamics Series), (with Y. L. Tan, T. M . Yeo, S. Nakano, M. Dogauchi), LexisNexis, 2005 （日本語版＝齋藤彰（編著）『国際取引紛争における当事者自治の進展（CDAMS叢書）』法律文化社、2005年）
齋藤 彰 「市場・取引・法律家―関係的契約論と取引費用経済学の架橋―」齋藤彰（編著）『市場と適応（法動態学叢書・水平的秩序2）』法律文化社、2007年【抜刷】(I15-3)
齋藤 彰 「イアン・マクニールの関係的契約理論(1)(2・完)（デビッド・キャンベル論文の翻訳）」（東繁彦と共著）『民商法雑誌』第137巻6号、509-549頁、第138巻1号、38-79頁、2008年
泉水文雄 「垂直的統合」（柳川隆と共著）「垂直的制限（山根智仁と共著）柳川隆・川浜昇編『競争の戦略と政策』有斐閣、175-201頁、237-270頁、2006年
泉水文雄 『ネットワーク市場における技術と競争のインターフェース』（根岸哲・川浜昇との共編著）有斐閣、2007年
泉水文雄 「独禁法と法政策―ある『実現しなかった立法提案』の検討―」樫村志郎編『規制と自律（法動態学叢書・水平的秩序3）』法律文化社、18-45頁、2007年
Shunichiro NAKANO、"International Commercial Arbitration Under the New Arbitration Law of Japan", *The Japanese Annual of International Law*, No.47, pp.96-118, 2005
中野俊一郎 「管轄合意・仲裁合意・準拠法選択合意−国際私法・国際民事訴訟法における合意の並行的処理の可

能性と限界−」齋藤彰編著『国際取引紛争における当事者自治の進展』法律文化社、63-99頁、2005年
中野俊一郎「国際取引紛争の解決」木棚照一・中川淳司・山根裕子編『プライマリー国際取引法』法律文化社、172-199頁、2006年
中野俊一郎「国際訴訟・国際仲裁と非国家法の適用」山本顯治編『紛争と対話（法動態学叢書・水平的秩序4）』法律文化社、200-224頁、2007年
手嶋　豊「医療をめぐる意思決定と法―患者の拒否、医師の説得とShared Decision-Makingについて」樫村志郎編『規制と自律（法動態学叢書・水平的秩序3）』法律文化社、188-213頁、2007年
手嶋　豊「医事法における人間像」『法律時報』第80巻1号、51-56頁、2008年
窪田充見「取引関係における不法行為－取引関係における自己決定権をめぐる現況と課題－」『法律時報』第78巻8号、66-75頁、2006年
角松生史「建築紛争と土地利用規制の制度設計－情報構造の観点から」『日本不動産学会誌』第19巻4号、58-65頁、2006年
Narufumi KADOMATSU “Recent Development of Decentralization, Deregulation and Citizens' Participation in Japanese City Planning Law”, *Kobe University Law Review* No.40, pp.1-14, 2007
角松生史「条例制定の法的課題と政策法務」『ジュリスト』第1338号、103-114頁、2007年
角松生史「（翻訳）カール・ハインツ・ラデーア『リスク・社会国家』」、民商法雑誌、第136巻33号、305-347頁、2007年
中川丈久「行政による民事紛争処理の諸相−行政指導と行政型ADR」『自治体学研究』第91号、26-31頁、2005年
中川丈久「行政による新たな法的空間」岩波講座『憲法4変容する統治システム』岩波書店、195-221頁、2007年
Taro TSUKIMURA, "Has Democratization Consolidated Democracies in the Former Yugoslavia?: A Political Overview between 1990 and 2003," in Tadayuki HAYASHI(ed.), *Democracy and Market Economics in Central and Eastern Europe: Are New Institutions Being Consolidated?* , Slavic Research Center, Hokkaido University, pp.249-271, 2004
月村太郎『ユーゴ内戦－政治リーダーと民族主義』東京大学出版会、2006年
月村太郎「地域紛争と戦争－旧ユーゴ過程に伴う内戦を題材として」樫村志郎編『規範と交渉（法動態学叢書・水平的秩序1）』法律文化社、118-137頁、2007年
大西　裕「地域研究と現代政治分析の間」『レヴァイアサン』第40号、73-79頁、2007年
石黒　馨「国内紛争と国際介入のコミットメント問題」『国民経済雑誌』第193巻第6号、43-58頁、2006年
石黒　馨「戦争はなぜ選択されるのか」樫村志郎編『規範と交渉（法動態学叢書・水平的秩序1）』法律文化社、138-158頁、2007年
柳川　隆『産業組織と競争政策』勁草書房、2004年
柳川　隆「競争政策における『法学と経済学』」『公正取引』第648号、40-45頁、2004年
柳川　隆「取引費用経済学と関係的契約からみた反トラスト法上の取引義務」『国民経済雑誌』第192巻2号、31-42頁、2005年
柳川　隆「中国におけるフランチャイズ契約の法整備」(曽黎と共著）齋藤彰編『市場と適応（法動態学叢書・水平的秩序2）』法律文化社、102-127頁、2007年
藤原賢哉「企業の破綻処理と公的金融機関−政府系金融機関はｿﾌﾄ・ﾊﾞｼﾞｪｯﾄか」『ﾌｨﾅﾝｼｬﾙ・ﾚﾋﾞｭｰ』第79号、52-78頁、2005年
藤原賢哉「債務免除と企業再生」（砂川伸幸・山下忠康と共著）『証券アナリストジャーナル』第43巻4号、34-44頁、2005年
Kenya FUJIWARA, “Why do Japanese Banks Get Involved in the Bad Loan Problem? An Investigation of Bank Organization and Lending Behavior”, *Finance India*, No.14, pp.871-886, 2005
藤原賢哉「倒産法制の経済分析－破綻処理効率性に関する展望と検証」齋藤彰編『市場と適応（法動態学叢書・水平的秩序2）』法律文化社、228-257頁、2007年
油井清光「構造主義『以後』とパーソンズ」富永健一・徳安彰編著『ﾊﾟｰｿﾝｽﾞ・ﾙﾈｯｻﾝｽへの招待』勁草書房、225-237頁、2004年
油井清光『身体の社会学―フロンティアと応用―』（大野道邦・竹中克久と共編著）世界思想社、2005年
油井清光「パーソンズ・ベイトソン・再魔術化―脱パラドクス化と身体―」『社会学研究』第79号、5-34頁、2006年
油井清光「グローバル化する社会と法」樫村志郎編『規範と交渉（法動態学叢書・水平的秩序1）』法律文化社、75-91頁、2007年
根岸　哲「『競争法』としての民法、知的財産法、独占禁止法」『法曹時報』第56巻1号、1-23頁、2004年
根岸　哲「独占禁止法における行動規制と構造規制」『競争法の現代的諸相（上巻）』信山社、415-430頁、2005年
根岸　哲「規制改革の法動態学－電気通信事業分野の場合」樫村志郎編『規整と自律（法動態学叢書・水平的秩序3）』法律文化社、1-17頁、2007年
馬場健一「裁判官制度改革の到達点と展望」『法律時報』第77巻8号、51-55頁、2005年
Ryosuke AMIYA-NAKADA, "Constructing 'Corporatist' State-Society Relations?: Current Discourses on the European NGOs and Its Democratic Weakness." *Kobe University Law Review*, No.38, 2004, pp.1-20
網谷龍介「EUにおける社会政策のダイナミクス」樫村志郎編『規整と自律（法動態学叢書・水平的秩序3）』法律文化社、147-173頁、2007年
唐澤　穣「集団過程」海保博之監修・唐沢かおり編『朝倉心理学講座7・社会心理学』朝倉書店、142-162頁、2005年
Minoru KARASAWA (with Maass, A. Politi, F., & Sayaka SUGA), “Do Verbs and Adjectives Play Different Roles in Different Cultures? A Cross-Linguistic Analysis of Person Representation”, *Journal of Personality and Social Psychology* Vol.90 No.5, pp.734-750, 2006
Minoru KARASAWA (with Ma, W-J.), “Group Inclusiveness, Group Identification, and Intergroup Attributional Bias”, *Psychologia* vol.49 No.4, pp.278-290, 2006
唐澤　穣「対人関係と責任の心理学」山本顯治編『紛争と対話（法動態学叢書・水平的秩序4）』法律文化社、1-22頁、2007年
手嶋　豊「関係的契約論とインフォームド・コンセント，自己決定権」（齋藤彰・山下登・高橋裕・石川寛俊・和田仁孝とのワークショップ記録）CDAMSディスカッション・ペイパーシリーズ07/9, 2007
Suzuka YOSHIOKA, “Seeking Legal Advice in Rural Areas of Japan: The Changes in Legal Network”, CDAMS Discussion Paper Series 07/8, 2007

②国際会議等の開催状況【公表】
（事業実施期間中に開催した主な国際会議等の開催時期・場所、会議等の名称、参加人数（うち外国人参加者数）、主な招待講演者（３名程度））

(1) 2003年12月6日、神戸国際会議場、**第1回国際シンポジウム「動態化する法と社会－市場のグローバル化と法秩序の再構築－」**（“Legal Dynamics in Global Era: Multidisciplinary Perspectives on the Transformation of Market and Law”）
参加人数：122（3）名
招待講演者：Oliver Williamson（カリフォルニア大学バークレー校教授）
江平（中国政法大学教授）、六本佳平（放送大学教授、東京大学名誉教授）
北川善太郎（名城大学教授、京都大学名誉教授）
※各講演者の所属は開催当時のものである。（以下同じ）

(2) 2004年10月23日、神戸国際会議場、**第2回国際シンポジウム「アジア市場における持続可能な競争秩序の多様性に向けて－法動態学からのアプローチー」**（“Towards Diversity and Sustainability of Competitive Orders in Asia: An Approach from Legal Dynamics”）
参加人数：114（7）名
招待講演者：権五乗（ソウル国立大学校法科大学教授）、王暁曄（中国社会科学院教授）
Burton Ong（シンガポール国立大学法学部准教授）、John Haley（セントルイス・ワシントン大学ロースクール教授）

(3) 2005年9月3日、神戸国際会議場、**第3回国際シンポジウム「市場化社会を支える法と法律家の役割－法実務と法教育の学際的展開－」**（“The Role of Law and Lawyers in Market Societies: Towards Interdisciplinary Perspectives of Legal Practice and Education”）
参加人数：86（11）名
招待講演者：Gillian Hadfield（南カリフォルニア大学ロースクール教授）
Katharina Pistor（コロンビア大学ロースクール教授）
加藤新太郎（判事、司法研修所上席教官）

(4) 2006年9月16日、神戸国際会議場、**第4回国際シンポジウム「調停の法動態学－紛争・法・水平的秩序－」**（“Mediation and Legal Dynamics: Horizontal Ordering, Disputing, and Law”）
参加人数：91（5）名
招待講演者：Howard Bellman（米国調停・仲裁人）、Louise Barrington（香港中文大学プロフェッショナル・コンサルタント）、中村芳彦（弁護士、法政大学教授）

(5) 2006年11月10,11日、淡路夢舞台国際会議場、**国際法律家会議「グローバル市場とローファームの変容」**（“Law Firm Managing Partners Conference--the Role of Lawyers as Global Business Promoters”）
参加人数：［10日］46（10）名、［11日］48（10）名
招待講演者：［10日］Lindsay Eslar(Deacons)、Don Boyd(Deacons)、Jeff Leong(Deacons)、谷口安平（専修大学）、内田晴康（森・濱田松本法律事務所）、石川正（大江橋法律事務所）他３名、
［11日］David Livdahl(Paul Hastings北京オフィス)、Sanjay Kamlani（Pangea3 LLC)、土井悦生（オリック東京オフィス）、茂木鉄平（大江橋法律事務所）、梶田幸雄（麗澤大学外国語学部教授）、山邑陽一（元ニチメン大阪本社法務部長）他３名

(6) 2007年8月18日、淡路夢舞台国際会議場、**第5回国際シンポジウム「法・市場・水平的秩序－法学・経済学・倫理学の対話－」**（“Law, Market and Horizontal Order: A Collaboration of Law, Economics and Ethics”）
参加人数：56（5）名
招待講演者：Howard Shelanski（カリフォルニア大学バークレー校教授）
若松良樹（成城大学法学部教授）

２．教育活動実績【公表】

博士課程等若手研究者の人材育成プログラムなど特色ある教育取組等についての、各取組の対象（選抜するものであればその方法を含む）、実施時期、具体的内容

若手研究者の人材育成プログラムとして、以下のプログラムを実施した。

(1) **COE研究員**　本プログラムは、博士の学位を有する者とそれと同等の知識または経験を有すると認められる研究者を対象とし、一定の学術的専門性を備えた若手研究者を本拠点の事業に参加させるとともに、これらの者が自ら、法動態学に寄与する独創的で学際的な研究を行なうことを支援するものである。公募による応募者について、COE研究員等審査委員会（拠点リーダーと5名の事業推進担当者によって組織した）が審査を行ない、採用した。大学院博士後期課程を修了した者または同課程に在籍する学生を応募対象とした。

(2) **COEリサーチ・アシスタント**　本プログラムは、本拠点が置かれる研究科・専攻の博士後期課程に在籍する学生を対象とし、これらの学生について、本拠点の事業を補助させながら、研究の技能や能力を育成することを目指した。（採用人数）2003年度1名、2004年度3名、2005年度1名、2006年度6名、2007年度5名。（選考方法）COE研究員等審査委員会（上記(1)参照）が審査を行ない、候補者を決定し、その候補者について、COE推進委員会の議を経て、職務を指揮する研究者となる者が所属する研究科の研究科長が選考した。（勤務時間、支給額）週10時間、40週を上限として、職務に必要な時間、１時間1400円（2007年度）。

(3) **若手研究者自発的研究活動経費受給者**　本プログラムは、本拠点が置かれる研究科・専攻の博士後期課程に在籍する学生を対象とし、これらの者が自発的に企画・実施する研究を支援することによって、自由で独創的な法動態学研究の展開を促した。（採択件数）2003年度から2007年度まで、各年6名。（選考）COE研究員等審査委員会（上記(1)参照）が予備審査を行ない候補者を決定し、その候補者について、COE推進委員会の審査を経て、学長が決定した。（支給額）１人30万円を上限として、研究に必要な額（2003年度から2007年度までの各年）。

(4) **COE研究員研究報告会・大学院生研究報告会**　COE研究員報告会(2004年3月10日、2004年10月27日、2005年9月6日、2006年11月20日)、および、リサーチ・アシスタント、若手研究者自発的研究活動経費受給者、その他の大学院学生で希望する者が研究報告を行なう大学院生研究報告会（2004年7月30日、2005年9月20-21日、2006年7月18日、2007年7月19-20日、2008年3月10日）を開催し、若手研究者が、その研究報告に対して、複数の分野の研究者からの助言を得る機会を設けた。

さらに、本COEにおける研究成果を、直接、大学院学生の教育につなげる方策として、以下のような大学院授業等を開講した。

①法学研究科　ローヤリング法政策論（平成15年度後期、2単位）、応用法社会学特別特殊講義（2004年度後期、2単位）、法動態学特殊講義Ⅰ～Ⅷ（2004年度から2007年度の前期・後期、各2単位）

②法学研究科実務法律専攻（法科大学院）　「仲裁」連続セミナー（2004年6月、全4回）、「国際仲裁・調停」連続セミナー（2005年6月、全6回）、「国際仲裁」連続セミナー（2006年、全4回）。

(5)**若手研究者による研究報告会**　上記(4)以外にも、学内の大学院生や研究員など、若手研究者のための以下のような研究発表の場を設け、成果報告とともに積極的な意見交換の機会を設けた。

①法経連携研究報告会　「若手研究者による法経連携学際研究報告会」（2007年12月12日）を開催し、経済学研究科と法学研究科の教員・院生が分野横断的に活発な討論を行なった。

②政治学専攻大学院生研究報告会　「院生報告会－Levi教授・Taylor教授を囲んで－」（2007年11月15日）を実施した。コメンテータにMargaret Levi教授（ワシントン大学政治学部）、Veronica Taylor教授（ワシントン大学ロースクール）を迎え、4名の大学院生が英語での研究発表を行なった。

③法科大学院生研究報告会　テーマ：「隠れたMSCBの実態」(2006年2月21日)、報告者：法科大学院生1名

④共同研究報告会　(i)テーマ：「法的サンクションと非・法的サンクション：『法動態学』の視点」(2006年4月14日)・報告者：COE研究員3名および文化学研究科大学院生1名、(ii)テーマ：「『スタンダード』ではなく『ルール』を」(2007年6月26日)・報告者：法学研究科大学院生1名およびCOE研究員1名

機関名：神戸大学　拠点番号：I15

２１世紀ＣＯＥプログラム委員会における事後評価結果

（総括評価）

設定された目的は概ね達成された

（コメント）

拠点形成計画全体については、中間評価における研究組織の見直しを含め、国際シンポジウムの開催、ディスカッション・ペーパーの公表等を通じて、着実にプログラムに取り組むことにより、変容する市場の秩序に対応する動態的な法学を新たに構築するという本事業の目的は、概ね達成されたと評価できる。

人材育成面については、若手研究者の環境整備の努力が認められるが、大学院生の在籍・学位授与・就職状況において、大きな変化は見受けられなかった。

研究活動面については、新分野を領域横断的に開拓しようとするものであるだけに、困難な側面があったと思われるが、広汎な視野から新しい秩序概念を紡ぎ出し、統治構造に迫った点は評価できる。しかしながら、「法動態学の確立」と具体的成果との関連は、未だ必ずしも明確になってはいない。

補助事業終了後の持続的展開については、資金的手当が行われ、学内の支援体制が持続することによって、本プログラムで創り出された研究教育組織による効果的な展開・深化を期待することができる。